

令和 7 年度いわき市市民公益活動団体支援事業  
業務委託仕様書

1 目的

市民公益活動団体と連携・協働しながら市民公益活動の活性化に必要な支援策を行う。

2 業務委託の名称

令和 7 年度いわき市市民公益活動団体支援事業業務委託

3 業務委託の期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日

4 事業の実施内容等

(1) 実施内容

① 市民活動団体の活動の発信と市民とのマッチング

SNS や民間サイト等を活用し、市民公益活動団体の取り組みを市民に広く発信するとともに、市民公益活動に興味のある市民と市民公益活動団体がマッチングする仕組みを構築し、それらのマッチング支援を行う。

② 訪問型スタートアップ講座

市内の大学及び高校等の学生を対象として、市内で市民公益活動を実践している者から、活動をはじめたきっかけや活動内容を通して、学生が市民公益活動に興味関心を持つ内容の講座を行う。また、関心を持った学生等が実際に市民公益活動に参加することのできる体験講座を行う。

③ 情報発信セミナーの開催

市民公益活動団体がそれぞれの活動内容に適した情報発信をするためのノウハウを学ぶことのできる情報発信セミナーを行う。

④ 市民公益活動団体の設立・運営に関する情報の整備

市民公益活動団体設立に関する手続きや助成金の情報をまとめたリーフレット等を作成し、団体の設立・運営に必要な情報の整備を行う。

⑤ その他

市民公益活動を推進すると認められる事業を行う。

(2) 実施対象及び人数

市内の NPO・ボランティア団体及びまちづくりに興味のある者。

スタートアップ講座や研修会の対象人数は、各内容とも 10 名以上とする。

(3) 実施日程

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日の間で受講者が受講しやすい日程（曜日・時間）を選定し、開催すること。

(4) 実施場所 いわき市内

- (5) 回数 訪問型スタートアップ講座 4回以上  
情報発信セミナー 2回以上  
情報発信 ひと月5回以上

(6) 受講・参加料等

原則、無料とする。ただし、交流会等において飲食等をプログラムに盛り込む場合には、食費等に相当する部分については参加料を徴取するものとする。

なお、参加料については、事前に市と協議するものとする。

5 成果品

受託者は委託事業及び委託契約終了後に次に掲げるものを成果品として、市へ提出しなければならない。

(1) 事業終了後

- ① 事業報告書（事業内容が把握できるもの） 1部
- ② 資料（事業で参加者に配布するもの） 1式
- ③ 事業実施風景写真 1部

(2) 委託業務完了後

- ① 業務完了報告書 1部  
（事業報告書をまとめた資料に参加者アンケートなどを分析し、事業効果の検証を加えたもの）

6 その他

- ・この仕様書に定めのない事項、及びこの仕様書に定める業務の実施にあたり疑義が生じた事項については、市と受託者双方協議のうえ、別途決定するものとする。
- ・提案に当たっては、妥当性があり、実現可能なものとなるよう十分精査すること。
- ・業務の各過程においては、市と十分な協議、連携の上、行うこと。
- ・市は業務期間中、業務の進捗状況について、随時報告を求めることができるものとする。